

# 平成 23 年度 図書館協議会 臨時会 議事録

平成 23 年 9 月 1 日(木)  
午後 2 時 00 分  
中央図書館 2 階 会議室

開会 14:03

事務局 開会に先立ち 7 名の委員が出席しており苦小牧市立図書館規則第 17 条第 4 項により会議の開催が成立している旨報告。  
ただ今から第 2 回図書館協議会を開催いたします。  
会議に先立ち、館長よりご挨拶申し上げます。

図書館長 < 挨拶 >

事務局 それでは次第に沿って進めてまいりたいと思います。  
これより、松井会長の進行でお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

議長 案件に入りたいと思いますが、今日は指定管理者制度導入について、この 1 点についての集まりですが、先日図書館の方から送られた資料の説明と図書館業務について説明を受け、実際の業務についても様子を見させていただき、協議を進める上で私達、協議会として十分に理解し認識を深めるということで、その中で意見や質問を受けたいと考えています。今日、この場で意見をまとめるということはないです。

(1)の「学習会開催報告について」ですが、これは 8 月 18 日に元道立図書館の館長であります岩城さんをお迎えして、指定管理者制度について広い視野での一般的なお話しを伺いました。委員皆さんが集まらなかったのですが、およそ 2 時間ほどのお話を頂いただきました。私のほうから簡単に報告いたします。

資料「図書館と指定管理者について」に基づいて報告。

(1) 「図書館は何をすところ」

図書館法第 3 条の趣旨

「人の自立を助ける」ところ

図書館の 3 要素(4 要素)

(2) 指定管理者の問題

全国の図書館に見る導入・非導入状況

印象的な図書館として、導入した千代田図書館、非導入を決めた芽室町図書館の例を紹介

感想として千代田図書館は図書館としての機能が高まったかどうか、という事より一つの公立の施設の中で、いろんな取り組みがなされているという印象を受け聞いていました。

また、芽室町図書館は今年1月に芽室町の図書館協議会が制度導入について意見をまとめるにあたり、財政的なメリットがあまりないということで制度を導入しない旨意見をまとめたそうです。

私達も図書館の規則に則ってこのように図書館協議会を開催されてますが、日程的には平成24年の秋ぐらいを目途に、私達の意見をまとめていかなければならないと思います。

図書館協議会としては、こうですと…。それがイコール、この話し合いの決定にはならないと思います。あくまでも、協議会としての意見なんですけども、そういう意見が導入しなかった図書館の例でいきますと、当然協議会としても導入は難しいのではないかと、という意見をまとめているという例が多いというお話しでしたので、導入するにしても、しないにしても私達がしっかり意見をまとめていくことで、図書館の決定については意見として参考にしていただけることが大きいようなお話をしておられました。

最後に、その他の問題として図書館に指定管理者制度を導入するというので、よく言われる問題点として、3つお話しがありました。

図書館資料の貸出は無料が原則だが、管理者は運営の中で収益をあげていかなければならないので無料が原則の図書館には馴染まない。

図書館経営には長い年月の蓄積されたノウハウが必要、それから司書に代表されるように専門的な知識が重要である。そういう難しいノウハウ、専門的な知識を有する企業は今の日本には、そうそうあるものじゃない。

指定されたところには10年、20年と続ける約束はされていない。3年5年で交替することになります。これらの状況は事業運営のノウハウを継承していくには難しいものがある。

このような問題があるんだよ、というお話しをされていました。ここに、出席された委員もいらっしゃいますので、印象なり感想なり一言ずつお話し頂ければと思いますが。

委員

参加させていただいて、今まで図書館協議会委員としてやってきましたけども、今回の指定管理についてはとても責任が重い。本当に色々調べたり、苦小牧市民のニーズはどうか、本当に苦小牧の未来を担う子供達が知識の拠点として、頼りがいのある文化の拠点としての図書館像っていったい何なんだろう。それを自分達がきちんと勉強して考えて結論を出さないと、簡単に軽い私見を述べて、それが協議会全体の委員の意見として、なっていくのは大変なことなんだとお話しを聞いて再認識しました。実際に導入していたところが直営に戻したり、総務省の片山大臣が収益事業でない図書館に馴染まないんだという意見を出していることを聞きまして、この街にとってどのような位置にあるのか、一つのテーマに掲げながら話しをし、勉強をやっていかなければいけないと思いました。

委員

今回の学習会で先生の話は勉強になりました。一番は図書館が何のためにあるのか。ということが一番に考えなければだめだと思いました。ただ単に本を貸す場所じゃないんだということですよね。図書館は継続していかなければならないということが大事であって、そこに働く方々の技術の伝承をしていかなければならない。ということが非常に大

切だというお話しをされ、それでは今、目指そうとしている指定管理者が良いのか悪いのかということも色々考えさせられました。

委員 さすがに講演者の方は、色々な事例をご存知でその具体的事例がわかって良かったと思いました。委員の方々もおっしゃっていましたが問題が指定管理者にあるのではなく、市民が必要とする図書館像がなにか、そこに話しを持っていかない限り、指定管理者でも良いんじゃないかという意見が出てくる可能性がありますので、そこらあたりが大事なことだろうなと思いました。

議長 ありがとうございます。全てはお伝えできないんですけれども、先日の学習会のお話でしたのでご理解いただきたいと思います。  
では、つづきまして(2)の「図書館の運営状況について」、その後に「図書館業務について」、この中央図書館のことについて多くお話しを頂こうと思います。それから図書館の実際の様子を見られたらと思います。じっくり見て知って帰りたいと思います。  
それでは、運営の部分を館長からお願いします。

委員 議長、ちょっとだけ良いですか。すいません。行革プランの工程表の中では、24年度に「指定管理者制度導入の決定」、「条例整備」をするということになっているんですが、議長のお話もありましたが、図書館協議会としての結論を来年秋というお話しをされました。けれども、このへんで22年度に、「図書館協議会との協議」となっていますが、やっていませんよね。1年送れているかと思いますが、1年ずらすということが良いんですか。

図書館長 今のお話は、行政改革プランというのが昨年9月に苫小牧市69の項目について計画をされました。その中に図書館の指定管理者制度が謳われてるわけです。その中では26年度までにどのような作業をしていくかという計画を出しています。この作業評価に当たっては審議委員がいらっしゃいますので、その方々に評価をしていただきながら進んでいるんですけれども、今、委員がおっしゃったように昨年度の動きが出来ていない状況です。内部的には検討委員会が作られて業務の仕分けなどには入っていたんですが、協議会の皆さんには話しをさせて頂いていないもので、遅れてはいるんですがなんとか23年度中若しくは24年度の上半期の早い時期にはご説明などを終わらせていただき、先ほど議長が言われましたように秋口には整理をさせていただきたいという考えでいますので、遅れた分が1年ずれ込むということにはなりません。ご理解をいただきたいと思います。委員の皆さんには大変失礼なことがあるかと思いますが、私どもも努力してまいりますのでご理解賜りたいと思います。当然、社会教育委員会議、教育委員会、それと議会の関係がありますので、26年4月の導入を考えると秋が最終リミットなのかなと考えています。ただ、関係機関や議会日程の関係も出てきますから。責任を持ってお約束は出来ませんが。

委員 秋でいいんですね。

図書館長　　こちらへんは、内部的にはこのような考えでいます。ただ、協議会の意見等により明らかに制度の内容等に変更が生じるようなことがあれば、多少期限のズレが出てくるかもしれません。

委員　　はい、ありがとうございました。

議長　　そのへんの日程というのが、実はまだはっきりしていないということですね。

図書館長　　今月15日社会教育委員会議が開催予定になっています。それを経て部内の検討委員会に入りたいと考えています。

議長　　検討委員会はその前ですか。

図書館長　　前になるか、後になるか、たぶん後になると思います。

議長　　そのあたりに少し詳しい話が・・・

図書館長　　実は次の協議会の開催を12月ぐらいにと考えています。そのときにどの程度進めるかどうかなんともいえませんが、日程を具体的に詰めて行きたいと思います。そのため関係部局とも詰めなければならないところがありますので、100%お約束は出来ませんが、私どもの描いている日程はそのように考えています。

議長　　ということで、ご理解ください。  
それでは、運営状況についての説明をお願い致します。

図書館長　　はい、それでは説明の前に7月22日に送らせていただきました資料について若干説明をさせていただきます。

< 以下資料説明 >

「指定管理者制度導入に関して」

7月5日開催の定例会議の席上における本件に関する意見の主な項目について

「苫小牧市立中央図書館運営（事業・施設運営）」

事業の内容及び組織などについて

「他市町村導入例」

道内図書館の指定管理者数、導入・非導入例、全国図書館の導入・非導入及び直営に戻した例、道立図書館の対応、恵庭市、千歳市、留萌市の例などの新聞報道について

「図書館・博物館等への指定管理者制度導入に関する調査研究報告書」

文科省の委託事業による三菱総研が始めて実施した調査報告書の抜粋で図書館・

博物館の制度導入についての見解やそれぞれの施設ごとの例などについて  
「指定管理者制度をめぐる現状の考察」

岩城氏の推薦資料、図書館雑誌の7月号の写しで日図協塩見氏の最新の見解と特集記事及び小郡市立図書館の直営に戻った例の永利氏の記載資料について

以上の5点について、資料を送らせていただきました。時間の関係上それぞれ目を通していただきたいと思います。

本日は、2番目に説明しました「苫小牧市立中央図書館運営（事業・施設運営）」の資料のつづりの内容について少し説明させていただきたいと思います。

< 以下資料説明 >

1. 『苫小牧市立中央図書館運営（事業・施設運営）』

「施策に盛り込まれる各種計画・方針」

事業計画、事業運営などが盛り込まれる各種施策について

「事業運営・施設運営」

今年度の主要な事業方針6項目について

「公共図書館としての側面的役割、運営」

図書館の本務である図書資料の充実と利用の促進は基より、側面的な付加価値として様々な地域情報の発信機能等、公共施設としての役割と今年度の実施計画、各コーナーの展示事業の内容について

2. 『苫小牧市立中央図書館運営（組織・職員体制）』

「組織体制」

行政機関と教育委員会の関係及びその権限並びに職員の任命権限等について

「職員体制（H23.04.1現在）」

各係、職名、職種（司書資格者）、正規職員、嘱託・臨時職員、職員数及び職務、勤務時間、勤務体制（シフト制）について

3. 『苫小牧市立中央図書館運営（決算状況）』

市の会計上、設定されている費目別決算額、事業ごとにまとめられている行事別決算額、あわせて蔵書整備費の決算額の推移について

今年度の苫小牧市一般会計予算書（抜粋）資料により総額73,665千円の款別の歳入状況及び歳出予算に占める教育費、社会教育費、図書館費など、全体予算額の中に見る図書館費や図書整備費について

4. 『苫小牧市立中央図書館運営（沿革）』

過去の開館運営状況（主に開館日・時間等）に関する主な沿革について

学習会開催時に岩城さんから、苫小牧における図書館運営上の開館時間、開館日数は努力し、特に大きな問題がないのではないかとのお話について

今年度から月曜日が振り替え休日の場合も開館し、祝祭日は概ね全部開館する  
状況と図書館としての姿勢について  
移動図書館車の変遷など、昭和 22 年からの歩みについて

5. 『苦小牧市立中央図書館運営（法的位置付）』  
図書館法に基づき苦小牧市立図書館条例があり、この条例に基づく、設置・運  
営及び事業内容、図書館協議会について  
図書館法に謳われている法律の目的、定義、図書館奉仕などについて  
社会教育法に謳われている図書館・博物館の位置付けなどについて  
教育基本法に基づく社会教育施設に対する地方公共団体の役割について
6. 『全国階層別図書館の運営状況』  
全国の人口 17 万人規模の主な自治体における運営状況  
施設規模、職員数、蔵書状況、予算状況など
7. 『道内主要都市における図書館の運営状況』  
道内 14 市の運営状況  
施設規模、職員数、蔵書状況、予算状況など

以上が先日お送りさせていただきました資料の主な内容となっております。  
あわせて、本日皆様のお手元にお配りさせていただいている資料により、もう少しお話し  
させていただきたいと思います。「資料 1」になります。

< 以下資料説明 >

1. 『施設・設備等の運営』
  - (1) サンガーデンとの併設により設置・運営  
市都市建設部緑地公園課の所管として「苦小牧造園協同組合」の指定管理  
者による運営  
一部の運営経費(共通経費)は按分負担
2. 『図書館システムの運営』
  - (1) 蔵書管理(図書データ)
  - (2) 図書資料貸出管理、利用者管理
  - (3) システム構築、保守・点検
3. 『図書コーナーとの連携支援（6箇所）』
  - (1) 勇払公民館図書室  
市市民生活部勇払主張所の所管  
市職員の兼務発令(公民館業務)による運営  
図書資料の提供及び図書貸出業務の連携

- (資料費は図書館資料整備費として措置)  
図書館システム、配送業務の連携
- (2) コミュニティーセンター図書室 (のぞみ、豊川、住吉、沼ノ端)  
市市民生活部市民生活課所管として「NPOワーカーズコープ」の指定管理者による運営  
運営経費は全て指定管理費  
図書資料の提供及び図書貸出業務の連携  
(資料費は図書館資料整備費として措置)  
図書館システム、配送業務の連携
- (3) 植苗ファミリーセンター図書室 (ブックポスト)  
市市民生活部市民生活課所管として「株植苗・美沢プロジェクト」の指定管理者による運営  
運営経費は全て指定管理費  
図書資料の提供及び図書貸出業務の連携  
(資料費は図書館資料整備費として措置)  
図書館システム、配送業務の連携

#### 4. 『移動図書館車の運営』

- (1) 沿革
- (2) 運行は土・日・月及び第5週目を除き毎日運行  
ステーション数(市内23箇所)  
年間運行日数 173日程度(月平均約14~15日程度)  
蔵書数(管理冊数約14500冊 積載冊数約3500冊)  
車両維持管理費 959千円

以上、管理運営の部分につきまして説明をさせていただきました。沢山ありますので、ここで一旦、整理していただいたほうがよろしいかと思いますが、よろしいでしょうか。

議長 ありがとうございます。最後にまたご質問は受けたいと思いますが新鮮なうちに聞いておきたいということがあれば・・・

委員 図書コーナーの件ですが、いずれも民間委託がされているんですね。

図書館長 はい、指定管理者になっています。

委員 位置付けとしては、ここは中央図書館という名前だけど中央であって一つしかない図書館であり、このコーナーは全く別個な施設と考えるべきなんでしょうか。

図書館長 施設としては別個の施設です。施設的には独立した施設です。指定管理制度導入前に、

施設建設にともなって図書室が必要だということで、図書運営や図書の入れ替えなどが難しいだとか色々あったんだろうと思いますが、昔から連携をとって行われていたということです。

委員 質問の意図は二つありまして、一つは今後仮に中央が指定管理者になったときに、こういうところとの連携がどのようになっていくのかということ。もう一点は各コーナーの蔵書がコンピュータで検索できますよね。ということは、蔵書は中央図書館の中に一括されているのか、それとも蔵書も別個なのか、委託された段階でどうなっているのか現状を教えてください。

図書館長 はい、蔵書に関しては全て中央図書館になります。運営については指定管理者です。

委員 ということは、もう既に図書館の中で指定管理者が始まっていると捉えるべきですか。

図書館長 厳しいご指摘かと思いますが、そこを図書館という位置付けで運営はしていません。ただ、図書の貸出、返却だとかレファレンスの部分だとかは、図書館の業務に準じた形を取って、やっていただいている状況です。

委員 本当にやっているんですか。レファレンスを。

事務局 はい、どの程度のものかは別にしまして、所蔵資料の検索とか基本的なことは行われていると考えています。ただ、図書の予算も中央図書館で持っていますし、蔵書の入替え作業も図書館の担当者が、各コーナーの特色を考え選書、入れ替えを中央のスタッフが行っています。

委員 それでは、実質的にもう指定管理者が動いていると見てよろしいですね。

委員 確かにコミセンは、コミュニティセンターの指定管理をしているんですね。指定管理者で運営をしていて、たまたま、その場所を図書コーナーを借りているイメージでいたんですよね。あくまでも、豊川コミセンにもありますけれども、あそこはただ中央図書館の図書を置いて貸出したり、返却したりその事業だけをやらせてもらっているというか、本来のコミセンの指定管理者というのは別というか…図書館の業務を請け負っているという感覚はないと思いますが。

委員 それでは、その受託者の職員はレファレンスの資格をもっているんですか。

事務局 資格をもったスタッフがいるコーナーもありますが、ただ、採用する条件として求めているかどうかは別だと思います。

委員 仕様書にはそんなことは書いていないと思います。指定管理者をするときに内容を記載

した仕様書があると思うのですが、そこにはその明記はないと思いますが。

委員

それは、変ですよ。図書コーナー担当であって司書の資格がないのは、実際問題がどうのこうのではないですよ。結局、図書館の一部を管理していてそれが資格のない人がレファレンスまでやっている。できれば良いのですが。結局、一部で指定管理が侵食していて、徐々に中央まで来ているという実態があるわけですよ。ちょっと、その2点が気になったものですから。位置付けから言ったらまだ、図書館の出店であるということではあるんですね。

議長

ちょっと、そのコミセンのことで私事ではありますが、驚いたことがあるんですが。私もコミセンにはよく行くのですが、そのホームページに図書コーナーの掲示があるんです。たまたま見たときに「かこ さとし」さんのコーナー紹介があったんですが、その作家の名前を「加古里子」と記載し、ふりがなで「かこさとこ」と書いてあったんですよ。これはまずいと思いコーナーのカウンターでその間違いを伝えたんですが、コーナー担当者は分からなかったんですね。それでホームページは会社で一括して制作しているというお話を聞きました。ですが図書コーナーのこんな初歩的なところで間違いするのかと…。これを中央図書館で、もしやっていたら…。いくら数あるうち間違いとはいっても、これはだめですよ。

委員

それは、でも漢字表記が間違いですよ。そもそも、あの方は、ひらがな表記であって漢字表記しない方ですから…。そこから間違っているんですよ。

委員

ちょっと、すみません。その分室というか、考え方の違いというか別に図書館協議会にコーナー設置について特にお話がなかったので、もう決まっていますねというような感じでお話が進んできたと理解していますけども、読書活動を通じてコミセンと連携をしているんですが、指定管理になって図書館との連携がどのようになっているのか。一生懸命にやっているんですが、コミセンの職員も沢山いて、我々にも読み聞かせなどの事業支援の協力要請があるんですが、それは、どうしてかという、市の方に報告する利用人数が増えないとそれが成果にならない。だから何とかお願いしたいんだと。結構、協力もしているんですが、その現状が無理な状況にあるように感じるわけですよ。つまり、これだけ指定管理になって我々は、これだけやりましたよ…。という数字を出さなければならないと思うのですが、予算が0なんですよ。私達はボランティアですので、お金がほしくてやっているわけではないのですが…。コミセンの職員の方が自前で工夫している場合もあるんですね。いわゆる職員の自力で成り立っており、システム化されていない。そこが、関わっていてとても問題なのかなと。内容が良くなってきているという情報は市のほうには報告されていると思いますが、内実的には指定管理になったところにしわ寄せが来るんで…。考えさせられるところは多少あります。それが全てではないのですが、私が垣間見るところでは事実としてそれらがあったということです。

委員

ちょっと認識変えなければならぬのかなと思ったのですが、議長がお話ししていたコミ

センの図書コーナーでの誤りなんです、こういったコーナーの発信情報は図書館では把握していないのでしょうか。

図書館長 私達は、運営には直接的に関われないわけです。

委員 でも、図書コーナーはどこが管理しているんですか。コミセンですか。

図書館長 コミセンです。

委員 ということは、先ほど言われたようにもう既に指定管理が導入されているという認識でいなきゃだめなんじゃないかなという気がするんですが。

図書館長 過去の経緯について、ここで責任をもったお話は出来ませんが、色々あったようには聞いています。地域の施設を運営する中で、図書施設を住民の身近なところ置くということが前提にあり、それは地域のコミセンとして運営し、図書だけを提供していくということかなと感じています。図書だけということになっても、入れ替えも必要になり図書館の蔵書の中で入れ替えをする、そうするとシステムも一緒になっていくということが始まりではなからうかと思えます。その時点でどの程度これらの項目が整理されたかは、今申し上げられませんが、ただ、制度導入にあたって、業務についての協議は行われております。指定管理に出すときの業務そのものに対する仕様書ですね。その協議の中では、図書館のやり方で行ってくださいと。準用してやってくださいとなります。

議長 その要件の中に司書資格については記載がなかったのですか。

図書館長 図書館法による図書施設として位置付けられていないと思います。ただ業務についての運用ですから。

委員 行政の一番分かりづらい部分かと思えます。

議長 そうですね。

委員 盲人の図書施設と同じですよ。ただね、問題は2点ありまして1点目は先ほどのホームページ上の間違いでして、これは公開するときの手順に誤りがある。制作後、公開するまで全体的に確認をさせた上で公開しなければならない。もう一つは、行政が意図的か意図的でないのかわかりませんが、もう既にこういう形で指定管理が進んでいるんだとしたら、その部分の洗い直しをすることが手始めだろうと思えます。現実に我々が学ぶ事例が身近にあるわけですから。それは、先ほどから出された運営上の問題について、今後我々が検討をしていくべきではないかと思えます。ただ、指定管理が既に導入されて、私があっちこっち見ていると悪いことばかりではないわけで、現実的にそれを槍玉に挙げるのはよろしくないと思えます。みんな一生懸命に

やってらっしゃる。ただ、導入に向けての目標が出来るならば、それと見合うものがどうであるのか、ということが私どもが検討する課題だろうと思います。ですから苫小牧の図書館のあり方をもう少し具体化し、それと指定管理者との差をはっきりさせることが大事だと思います。

議長           ほかにはどうでしょうか。

委員           現在の職員数と嘱託の人数ですが、嘱託の司書さんは有資格者となっていますが、この人たちは継続した雇用が出来る状況になっているのでしょうか。

図書館長      嘱託職員の採用については、基本的には苫小牧市の採用方針に沿って一年更新の状態です。ただ、業務上の特殊性により、それを延長することは可能です。

委員           現在の嘱託の司書さんは何年くらいですか。

図書館長      現在は、2～3年という状況ですが、嘱託職員の採用については、デリケートな部分もありますので、詳しくは控えさせていただきたいと思います。

委員           そこは、司書さんは10年経験しないと一人前になれないというくらい、情報の蓄積が必要で、レファレンスに必要な知識や選書も含めて多種多様な業務、特殊性があるから、これに関しては、例えば図書館とか博物館に関しては市の方にその事例に反するというをもっと主張して行政に働きかける事のほうが大事じゃないかという気がしますけれども。

図書館長      その件に関しては、十分にやっています。おっしゃる通りだと思います。ただ、組織的にこれだけの人数が動こうとした時に、組織的な問題が生じることがあるものと感じます。このへんは、改めて違う機会でお話したいと思いますが、我々が組織の中で働く上で非常に難しい部分が生じます。組織では、それぞれ担当者ごとに事務分掌というのが決められます。そのときに職員のバランスや組織としての力量がどこまで維持できるか、組織がどれだけ力を発揮できるかというのは、今までも、お話があったように最後は「人」ですよ、というお話しは皆さんもされていました。私もそのことは間違えないことと思います。そういった事で、この問題は非常に重いものと思いますし、この制度には大きなウエイトを占めるものと思っております。この件に関しては別の場面でお話しさせていただきます。ゴメンナサイ。

委員           あと一点ですが、事業運営・施設運営について、私どももボランティアの一つの団体として、連携をさせていただいて、今のやり方がとてもありがたいと感じているんですが、2番の事業運営・施設運営に掲げられている6項目などが、指定管理になった場合に、もっと良くなるのか、或いは危惧される部分があるのか、そのへんの認識はどのように考えておられるのか。

図書館長 そこらへんに関しては、決して落ちるものでないだろうと、向上する部分もあるんじゃないかと。いつも、多くのボランティアの方々に助けられています。みなさんのお陰で非常に良い運営をさせていただいていると感じています。そのことが、制度導入により後退することがあってはならないと、ただ、そのことがボランティアのみなさんに負担を強いることになるのはまずいと思います。それは教育委員会としてどのように捉えていくか、施設の事業として求める今の水準を下げることは考えていません。

委員 特に一番のレファレンス機能の活用促進と充実は、司書さんが長年の経験からやらなければならぬ大切な業務ですし、4番の「郷土文化の保存伝承と活用機会の推進」も苦小牧市としてきちんとやっていかなければならないものですし、4年間の指定管理で変わっていく、継続の出来ない中で、どのようにきちんとおさえながら伝承させていくのか、蓄積をさせていく力を保っていけるのか心配ですし、(5)の「学校図書館との連携」ですが、これは、実際に私どもが小学校・中学校の授業の中でNDCを図書館を学習スペースとして学校の図書室をもっと活用したいということで、今までに例がなかったのに図書館と話をし、年度の半端な時期から動いて、図書館から司書さんを送り込んでいただきNDCの勉強を子供達の授業の中でさせていただきたいと、無い資料なんかは中央図書館から持ってきていただいて、最初から全部は出来ないけれども、出来るところから1校でも2校でもやって行きましょうと言って頂いた。それが指定管理になると市から請け負ったことに対して臨機応変に、今までなかったことに対して、柔軟な対応が出来ないんじゃないか。良いものを求めて動かしていく力が失われていく、あるいは今までよりはスムーズに行かなくなるんじゃないかという懸念が特に心配を感じています。

図書館長 ごもつともかと思います。われわれも、まさにそういった部分を予想しながら考えていかなければならないし、大事な部分だと思います。ただ今のお話には反論はないし、そのことを、どのようにクリアしていくことが良いのか、そのあたりも整理していきたいと思っています。

委員 今、おっしゃった(4)ですが、「郷土文化の保存伝承と活用機会の推進」ですが、これについては、目標なりマニュアル化はされているのでしょうか。

事務局 収集・保存については郷土資料は方針を持っており、それに沿って資料の収集をしています。計画的な事業の一つとしては王子の資料の収集に、今かかっているところであります。

委員 もちろん、王子については昨年もお話は聞いていますが、それがはっきりしているのであれば、担当者が代わっても事務職の異動みたいな形で、いわゆる指定管理になってもやっていける部分があるかと思っています。ただ、本当に正しく出来ているかどうかの問題はあるかと思っています。もう1点先ほど、お話しがりましたが、プロスポーツと図書館というお話しですが、すぐそこにアイスホッケーのナショナルトレーニングセンターがあるのに、

アイスホッケーに関する資料が図書館にどれだけお持ちなのか。

事務局 本当に小さなコーナーなんですけど、氷都苦小牧といわれるようにスケートとアイスホッケーの資料を収集する方針であります。

委員 素敵ですか。方針があってコーナーもあるということは結構なんですけど、一方でこういう形で進めれば苦小牧の図書館としてのオリジナリティとしてが出来るわけですよね。アイスホッケーについては図書館に行けば、たいていのものは揃っているよと。おそらくそこまでは出来ていないと思うのですが、ただ苦小牧の図書館ではなくてはならない何かっていうのが私なんかが見ていると、やっぱり影が薄いと。郷土資料はあるが、郷土というのは過去を向いていて現在を向いていない。例えば苦小牧の現状でどんな人がいてどんな情報があるのかは図書館に聞いてどこまで分かるのか、本のことしか分からないというのでは図書館の使命というのは半分しか果たしてないのではないかと。本の情報以外に苦小牧に住んでいる人なり、あるものの情報が図書館として持っているのか、整理されているのか。そこところが、私としてはまだまだ不満が残るところなんです。先ほどの「樽前がロー」の話などは、図書館として地域の情報は、直ぐに提供できるようにもっていかねばいけないし、その情報の共有化を図っていく、それが図書館のあり方だと思うんです。そうすると、業務の内容がどこまで具体化されているのか、指定管理者になっても大丈夫なぐらいマニュアルが揃っているのか、甚だ危うい状況ではないのか、そうすると指定管理者というのは厄介ではないかと、さきほどの委員さんの話を聞いて感じました。

事務局 ただ今のご意見は、本当にその通りだと思います。図書館が持っている人の情報だとか、現在の情報だとかが紙になっているものばかりではありませんので、情報源情報というように表現されますけれども、まだまだ不十分だと思います。また、過去の情報だけでなく、現在の情報も大事だということもありますが、過去の資料が図書館に持ち込まれたときに、どの程度大事なものが、保存に対する認識、見分けることができるスタッフがいないければ、せっかくの資料も生きない。そのへんが課題かなと感じています。

議長 それでは、結構いろんな話しをしているうちに時間が経ってしまったのですが、また最後にお一人ずつご意見を伺いたいと思いますが、「(3)の図書館業務について」に移りましょう。

事務局 それでは、館内を見ていただく前に簡単に説明をさせていただきます。レジユメの中の「資料 2」についてお話しをさせていただきます。

< 以下資料説明 >

1. 『機能』
  - (1) 収集  
選書

- 受入(購入、寄贈)
  - 検品
  - (2) 整理
    - 装備、登録
    - 配架
    - 書架管理(開架・閉架、曝書)
    - 評価、点検
  - (3) 保存
    - 修理、補修
    - 除籍
    - 紛失、汚損(返却延滞、督促)
  - (4) 提供
    - 貸出、返却(利用者登録... 個人、団体)
    - 予約、リクエスト
    - レファレンス(調べもの援助)
    - 相互貸借(文献調査)
    - 情報発信(新着図書、事業、施設)
    - 複写サービス(著作権)
  - (5) 行事・集会
    - 「赤ちゃん広場...」、「子ども図書館」etc ...
    - 講演会、学校連携、展示、etc ...
  - (6) 指導・支援
    - 利用者支援(障害者)
    - 体験実習指導(児童・生徒、司書育成支援)
    - 就労支援
    - ボランティア支援
2. 『役割』
- (1) 読書施設
  - (2) 地域情報拠点施設
  - (3) 情報資料保存・活用
  - (4) 生涯学習支援

以上の業務区分について本館での実務的な業務に沿って説明をおこなう。

議長

ただ今の説明で何かご質問などありましたら。

<特に質疑なし>

議長 それでは、だいたい20分くらいで館内の説明を受けたいと思います。

< 館内見学 >

- ・ 閉架書庫
- ・ 参考図書、郷土、行政資料室(コンピュータ室)
- ・ 一般、児童閲覧室
- ・ 第二書庫(資料補修)、移動図書館車(管理室)
- ・ カウンター(業務)
- ・ スタッフルーム(業務概要)

以上を見学・説明の後、会議室へ

議長 お疲れ様でした。説明ありがとうございました。それでは、つづきまして、レジュメの(3)「図書館資料」と(4)「関係機関・団体」について説明をお願い致します。

事務局 それでは、今廻っていただいて抜けた部分もあるかと思いますが、「資料3 図書館資料」について説明をさせていただきます。

< 以下資料説明 >

1. 一般・児童・ヤングアダルト
2. 参考・郷土・行政資料
3. 逐次刊行物
4. 雑誌・新聞
5. 視聴覚資料
6. 視覚障害者用資料
7. 地域各種資料

以上の図書館で扱う主な資料について説明

図書館長 つづきまして、事業運営並びに施設運営など関わりのある機関団体などについて説明をさせていただきます。

< 以下資料説明 >

1. 教育委員会、社会教育委員会、学校長会、教育研究会図書館部会
2. 北海道教育委員会、胆振教育局、道立図書館
3. 日本図書館協会、全国公共図書館協議会、北日本図書館連盟、北海道図書館振興協議会
4. 日赤朗読奉仕団、日赤点訳奉仕団、社会福祉協議会

以上の関係機関・団体について説明

議長 先に、お話しを全部伺って、最後に全部ひっくるめてご質問、ご意見を頂くことにしたいと思います。時間も経っていますので、最後の「2 今後の日程について」お願い致します。

図書館長 会議の冒頭に日程のご質問を頂き、少しお話しをさせていただきましたが、今後の協議会として次の会議につきましては12月を予定しております。それから2月か3月に考えております。大変恐縮ですが、開催経費などもありますことから、申し訳ないとは思いますが、このような流れになっております。それでこの後、社会教育委員会議が9月15日に開催が予定されております。そこで、前回、協議会でお話しさせていただきましたような経過説明と今日までの協議会の動きについても説明をさせていただきたいと考えております。その中で協議会で出された主な意見や質問についても説明したいと考えています。ただ、どこまで、説明できるか、時間配分の関係もありますから限られると思いますが、それから、部内の検討委員会に入りたいと思っております。その後一旦、今までの内容を整理したうえで、次に進みたいと思っております。その上で、2月、3月にはなんらかの具体的な導入に対する考え方をお示しをしていきたいと思っております。ちょっとお約束は出来ないのですが、現在先ほど説明をさせていただいた業務内容について詳細にわたり精査をしているところでございます。それを整理し、先ほどありました、お話の内容についての考え方などについて2月、3月ぐらいにはお示ししたいと考えています。その先の話としては新年度の早い時期に具体的な導入方法、内容についてお示しし、それに対する皆さんのご意見を伺いたいと思っております。正直なところ、今の段階で詳しい日程などお約束は出来ませんが、現在はそのように考えています。その上で来年の秋に向け意見をまとめていただき、社会教育委員会議、教育委員会へと説明をしていきたいと思っております。7月にもお話しをさせていただきましたが、導入年の日程も他の施設における基本的な導入日程とは、異なる可能性もあるかと感じています。一つ、一つ整理しながら進めて行きたいと考えています。その中で、協議会委員の皆さんと私どもが同じ方向を向いて問題を整理しながら一つの方向性を導ければ一番理想かなとも感じています。まだまだ、説明不足の点や説明したい部分も沢山あります。そこらへんは改めてどこかの時点で説明をさせていただきたいと考えています。今、日程について紙にしていますが、いずれ紙で皆さんにお示ししたいと思います。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、お一人ずつ伺いたいと思っておりますが。

委員 今日、お話をお聞きしていたら、流れ的にはその方向に進むんだろうなと感じました。どうしてもその流れになってしまうんだろうなと思うんです。ですから、さきほど委員の方がおっしゃったとおりになるのは良いけど、端から端までちゃんと考えての制度導入になるのかが一番の不安ですね。私も年間20冊ぐらいを借りてる感じですが借り方一つにしても色んなことが単純に心配事が増えますけれども、それ以上のメリットとか図書館が入りやすくなったとか色んなことが変わってやって良かったんだね、というふうになればよろ

しいなと思います。具体的案が形になって教えていただければ、そこで安心できたらと思います。

委員

はい、議会では部長が図書館の指定管理者については、より良い指定管理者の導入に向けて図書館協議会などの場で議論するという答弁をしています。決してそうではないですよ。図書館協議会では、指定管理者云々で、まず指定管理者に行くという前提での協議会ではないですよ。そこは切り離れたほうが良いかなと思います。どちらにしても、いつも話されている図書館の役割が果たされればそれはそれで良いのかなと思います。それとちょっと心配なのは、色々な場面においてそういう議論をしないで進むことが多いように思います。場合によっては動きが早くなるのではないかと心配するのですが、今12月、2月、3月の予定の話しがありましたが、場合によってはもっと早い時期に来るのではないかという気がするんですよ。特に指定管理者といえば中身の議論は置いておいて、そこに行ってしまう傾向を感じています。そこが心配です。自分の立場から言えば、ここに働いている職員の問題や色々あるんですが、それはまた別の機会で話をしようと思います。

委員

ボランティアとして関わっており、分かっている部分もあったのですが、図書館は見えない部分で司書の資格をもった方やレファレンス、選書や除籍などその見分けが出来るのは業務の長い経験の蓄積が必要だということは、普通に動いているとあたり前だと思うのですが、市民には全く見えない部分であって、単なるバーコードで貸出すれば誰でも良いのであって、それであれば、年収の安い、給料の高い市の職員を雇っているのが問題だと、簡単な区切りの仕方で、それが市民ニーズだよって思われるのが一番問題だし、今、当たり前になってきているので、そこが見えないのでそこを踏まえるということが必要だと思います。それで今のスケジュールをお聞きしましたら、今はどういう図書館像が良いのか、市民にとってどのような図書館を未来に向かって培っていけばよいのか議論をすと言いつつ2月、3月には具体的な導入方法をお話しくさるようですが、万が一一直営部分とそうでない部分と二つに分かれて出てきたときに今までに議論で培ってきたのがそこから、見直しになりますよね。その流れはどうするのか。そういう点では、理想像、現状を踏まえて協議会で話しをしていってプロセスを踏んで、提案された内容についてどのように向き合うのか、そこがまだ頭の中でピンときていない部分があると思うんですね。図書館協議会は館長の諮問機関であって、そこが全てではなくて、そういう意見もあるけれども、そうでしたねと取られてしまえば、それで終わりかもしれないませんが、図書館協議会が大切に思ってもらえるように市の方にも働きかけていく必要があるんじゃないかと。せっかく話を積み上げてきたのに、それが市民の代表としての意見になるように、個人の意見ではなく、広く色んな市民の意見を聞いてそれを取りまとめた形で、この場に出たいと思っておりますので、位置付けを苫小牧市の方にきちんとしていただけたら、実際に議論の末にはそういうことになることもありますが、実際に図書館協議会の意見が通って指定管理にならなかつたり、なったものが途中で変わったりという事例がありますので、指定管理に向けた動きが、指定管理にならないように全国では、そのようになってきていますので、その中で苫小牧はどうするのかと、そこは是非

よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 はい。あと私からですけれども、先ほどからのスケジュールの話して見えないところもあるんだけど、年内には部内の検討会議があつて2月か3月ぐらいに少し具体的な話が出てくるということなんですよね。だから、その話しが見えたあたりで今後こういう風に予定になりそうだと私達には教えてほしいと思うんですよね。

図書館長 そのことについては、今までもお話ししているように、私自身はこれから、こういう風になりますということだけで済まそうとは思ひていません。当然、その段階で示させていただいた後に、その内容についての疑問や意見があるものと思ひます。従ひまして、ある程度の期間の中で日程を組んでいます。ですから、来月にお話しして再来月にはこうなるというような流れでは行きたくないと思ひております。

委員 それでは、秋というのは遅いんじゃないかと思ひますが、もし、見直しをして意見がまとまるのであれば、もう少し勉強会を開いて。

議長 秋というのは。

委員 つまり、2月、3月に新年度の見通し、方向を、意見を伺うという前にもう少し協議会の固めた意見を、出てきたものをきちんとその前にお話が出来るといふ形を取ったほうが今まで積み上げてきたものが新たにA案からB案になりました、なりそうですよというお話しをもらつと、それにあわせてどうするかと。それでまた、ずれてきますよね。

議長 そーですね。2月3月の話しを受けて協議するのではなくてですね。でも、今日までの図書館協議会の話、それから15日の社会教育委員会議の話し、それらを踏まえて部内の検討ですよ。

委員 ですから、私の個人的な意見ですが、勉強会はもちろんボランティアということでは経費は別として、私達も勉強させてほしいという意思の元に動くのであれば、経費は全く考えていただくなくても。個人的な意見ですが、皆さんの総意であれば12月まで、また3ヶ月あいて、ほったらかしにしておくのは無責任だと思ひるので、今自分たちの情報で足りない部分だとか、もっと知りたいことなど埋めて、そして12月にはきちんとした意見が出せるような形で持ち寄つた方がよいのではないかと思ひますが。

議長 確かに、今日でひとまず終わりつていふ感じがしますものね。

委員 逆に、疑問がたくさん沸いてくるという感じで……。

議長 確かに、先ほどのコミセンの話しなんか……。

- 委員 密室状態なんですね。ほとんど職員の人達だけでやっているという感じで。
- 委員 それは、私の見た切り口の一方向的な部分だから…。そういうのを見たことがあるということですから。本当に一生懸命やっているんですよ。それは、それですごく評価するんですけども、そういう見えないところで連携が取れていない部分もあるのではないかと、歪として起こりがちな所がありますよと。
- 図書館長 最後に皆さんにお願いしようと思ったのですが、委員の方々がそれぞれの職域や、地域、あるいは市民活動の中で、本件に対する意見、こういう意見があったとか、こういう質問があったとか、あれば随時に協議会開催に関係なく、協議会の委員として随時持ってきていただきたいと思っています。あくまでも協議会の委員として。そのことは次の協議会の中で随時報告していきたいと思っております。それで、今日までの話は、前回初めて話しをさせていただいたばかりで、具体的に図書館の業務を表面的ではありますが、ご理解いただければと思っておりました。したがって、ただ今頂いたお話しなどはきちんと整理をしなければと思っておりますし、その時間配分の中でお示ししていきたいと考えています。したがって、今後の会議日程なり、お話のありました勉強会の開催については、皆さんのご意向を踏まえ、ちょっと預らせていただき、改めてご連絡させていただきたいと思っております。とりあえず、今までの経過なりを踏まえ、社会教育委員会議なり、部内検討会議に報告させていただきたいと思っております。
- 議長 はい、よろしいでしょうか、それでは今後の会議日程なり勉強会については改めてご連絡させていただくということで、本日は閉会とさせていただきます。
- 事務局 本日はお忙しいところありがとうございました。会長どうもありがとうございました。
- 閉会 16:45

<出席者>

委員

松井操人 会長

谷口佳子 副会長

林晃平 委員

前嶋フク 委員

岡田房子 委員

中村峰子 委員

岩田薫 委員

中央図書館館長

石井之博 中央図書館館長

中村美香 同 副館長

今井章子 同 副主幹

<欠席者>

小松太 委員

伊藤文人 委員

森重雄 委員